

# 岡山県住生活基本計画懇談会の会議の 公開に関する方針及び運用について

平成23年 7月

## 1 方針

「審議会等の設置及び運営等に関する指針（平成22年3月9日付け、総務部長通知）」に基づき、岡山県住生活基本計画懇談会の会議の公開に関する方針は、次のとおりとする。

- ・ 会議は、原則として、公開とする。
- ・ ただし、当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合は、懇談会の決定により、非公開とする。

## 2 運用

会議の公開の運用については、次のとおりとする。

### （1）会議開催の通知

- ・ 会議開催日の1週間前までに、開催について報道機関に発表するとともに、住宅課のホームページに掲載する。
- ・ 周知する事項は、開催日時、開催場所、議題、傍聴に関する事項等とする。

### （2）報道機関への会議公開

- ・ 会場内に報道席を設け、会議の取材を可能とする。
- ・ テレビカメラ等の撮影は、議事進行の都合上、会議開始後の5分程度までとする。

### （3）一般県民への会議公開

- ・ 会場内に傍聴席を設け、会議の傍聴を可能とする。
- ・ 傍聴は先着順とし、会議開始前に受け付けることとする。
- ・ 議事の進行を妨げる者に対しては、会長が退場を命ずることができることとする。
- ・ その他詳細は、別紙「会議傍聴要領」のとおりとする。

### （4）議事概要の公開

- ・ 議事の概要は、会議終了後、岡山県土木部都市局住宅課のホームページに掲載する。